

厚生労働大臣の定める掲示事項

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準（昭和32年4月30日厚生省令第13号）に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 入院基本料等について

当院では、「一般病棟入院基本料1（急性期一般入院料）」の届出を行っています。

入院患者7人に対して1人以上の看護職員を配置しています。また入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しています。

当病棟では、1日に15人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

- 朝8:30～夕方17:15まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。
- 夜18:30～朝9:15まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は16人以内です。

上記の他、朝8:00～夜19:00まで、3人の看護職員を配置しています。

また、当院では5階東病棟に対して「地域包括ケア病棟入院料2」の届出を行っています。

当病棟では、1日に7人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

- 朝8:30～夕方17:15まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。
- 夜18:30～朝9:15まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は19人以内です。

上記の他、朝8:00～夜19:00まで、3人の看護職員を配置しています。

病棟において、必要とする看護師及び准看護師数の7割以上が看護師という構成割合の基準を満たしております。

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療+安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

4. DPC対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる“DPC対象病院”となっています。

※ 医療機関別係数 1.4473（基礎係数 1.0451 + 機能評価係数Ⅰ 0.3099 + 機能評価係数Ⅱ 0.0713 + 救急補正係数 0.02100）

5. 当院では、関東信越厚生局長に下記の届出を行っています。

1) 入院時食事療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っています。

当院は、入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（朝食は午前8時・昼食は午後12時・夕食は午後6時）、適温で提供しています。また、あらかじめ定められた日に、患者さまに対して提示する複数のメニューから、好みの食事を選択できる「選択メニュー」を実施しています。

2) 基本診療料の施設基準等に係る届出

一般病棟入院基本料（急性期一般入院料1）、救急医療管理加算、超急性期脳卒中加算、診療録管理体制加算3、医師事務作業補助体制加算1（50対1）、看護職員夜間配置加算（16対1配置加算1）、急性期看護補助体制加算（25対1看護補助者5割未満、夜間100対1、夜間看護体制加算、看護補助体制充実加算）、療養環境加算、重症者等療養環境特別加算、医療安全対策加算1、感染対策向上加算1、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、ハイリスク妊娠管理加算、ハイリスク分娩管理加算、呼吸ケアチーム加算、後発医薬品使用体制加算3、病棟薬剤業務実施加算1、データ提出加算2、認知症ケア加算1、せん妄ハイリスク患者ケア加算、排尿自立支援加算、地域医療体制確保加算、小児入院医療管理料4（養育支援体制加算）、バイオ後続品使用体制加算、地域包括ケア病棟入院料2、入院時食事療養/入院時生活療養（Ⅰ）、ストーマ合併症加算、医療DX推進体制整備加算3、地域歯科診療支援病院歯科初診料、歯科外来診療医療安全対策加算2、歯科外来診療感染対策加算3、病棟薬剤業務実施加算1（歯科）

3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

外来栄養食事指導料の注3に規定する基準、心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算、糖尿病合併症管理料、がん性疼痛緩和指導管理料、がん患者指導管理料イ、がん患者指導管理料ロ、糖尿病透析予防指導管理料、婦人科特定疾患治療管理料、下肢創傷処置管理料、外来放射線照射診療料、外来腫瘍化学療法診療料1、ニコチン依存症管理料、開放型病院共同指導料（Ⅱ）、外来排尿自立指導料、夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算、薬剤管理指導料、医療機器安全管理料1、在宅療養後方支援病院、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算、持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定、BRCA1/2遺伝子検査、HPV核酸検出及びHPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）、検体検査管理加算（Ⅰ）、検体検査管理加算（Ⅱ）、心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算、時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト、ヘッドアップティルト試験、神経学的検査、コンタクトレンズ検査料1、小児食物アレルギー負荷検査、CT透視下気管支鏡検査加算、画像診断管理加算、CT撮影及びMRI撮影、冠動脈CT撮影加算、心臓MRI撮影加算、乳房MRI撮影加算、抗悪性腫瘍剤処方管理加算、外来化学療法加算1、無菌製剤処理料、脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）、運動器リハビリテーション料（Ⅰ）、呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）、がん患者リハビリテーション料、エタノールの局所注入（甲状腺）、エタノールの局所注入（副甲状腺）、人工腎臓、導入期加算1、透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算、下肢末梢動脈疾患指導管理加算、組織拡張器による再建手術（乳房（再建手術）の場合に限る。）、脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術、緑内障手術（濾過泡再建術（needle法））、乳がんセンチネルリンパ節加算1及びセンチネルリンパ節生検（併用）、乳がんセンチネルリンパ節加算2及びセンチネルリンパ節生検（単独）、ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）、ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術、ペースメーカー移

植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）、大動脈バルーンパンピング法（IABP法）、体外衝撃波胆石破碎術、腹腔鏡下肝切除術、体外衝撃波膀胱石破碎術、早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術、体外衝撃波腎・尿管結石破碎術、医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術、輸血管理料Ⅱ、輸血適正使用加算、人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算、胃瘻造設時嚥下機能評価加算、麻酔管理料（Ⅰ）、高エネルギー放射線治療、病理診断管理加算1、酸素の購入単価、小児鎮静下MRI撮影加算、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、入院ベースアップ評価料（61）、歯科治療時医療管理料（歯科）、薬剤管理指導料（歯科）、在宅患者歯科治療時医療管理料、検体検査管理加算（Ⅰ）（歯科）、CT撮影及びMRI撮影（歯科）、歯科口腔リハビリテーション料2（歯科）、上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科）、下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科）、口腔病理診断管理加算1（歯科）、クラウン・ブリッジ維持管理料（歯科）、酸素の購入単価（歯科）

6. 明細書の発行状況について

診療明細書とは、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に発行する診療内容・検査項目・使用した薬剤の名称などを記載した明細書を発行しており、公費負担医療の受給者で、医療費の自己負担のない方についても明細書を発行しております。

診療明細書が不要な方は会計前に4番窓口へお申し出ください

※ご家族など、代理の方が会計を行う場合も領収書とともに、明細書を発行いたします。明細書の発行を希望されない方は、その旨お申し出ください。

7. 保険外負担について

1) 当院では個室使用料、病衣使用料、紙おむつ代、各種診断書料などにつきまして、その利用日数、使用量、利用回数等に応じ別掲の料金表での実費のご負担をお願いしています。

2) 初診に係る費用の徴収

他の保健医療機関等からの紹介によらず、当院に直接来院した場合については初診に係る費用として2,750円を徴収することになります。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関等からの紹介によらず来院した場合は、この限りではありません。

3) 長期収載品の処方にかかる選定療養費

令和6年10月より、患者さんの希望で先発医薬品を処方した場合は、先発医薬品と後発医薬品との差額の一部（後発品最高価格帯の差額の4分の1の金額）が選定療養費として、患者さんの自己負担となります。ただし、医療上必要があると認められる場合や後発医薬品を提供することが困難な場合は、引き続き保険給付となります。（長期収載品とは、後発医薬品が販売されて5年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置き換え率が50%を超える長期収載品）

8. 禁煙外来について

当院ではニコチン依存症管理料の届出を行っており、禁煙外来を行っております。タバコをやめたい方はどうぞお気軽にご相談下さい。

9. ハイリスク分娩管理加算に係る院内掲示

当院では、下記のとおり分娩件数があります。（期間：令和6年1月～令和6年12月）

1年間の分娩件数	配置医師数	配置助産師数
262	3	18

10. 特掲診療料の施設基準（手術）に係る院内掲示

当院では、下記のとおり手術症例数があります。（期間：令和6年1月～令和6年12月）

区分	手術名	件数	区分	手術名	件数	
1	ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	5	3	ア 上顎骨形成術等	3	
	イ 黄斑下手術等	0		イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	1	
	ウ 鼓室形成手術等	0		ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0	
	エ 肺悪性腫瘍手術等	42		エ 母指化手術等	0	
	オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	0		オ 内反足手術等	0	
		肺静脈隔離術		0	カ 食道切除再建術等	0
2	ア 靭帯断裂形成手術等	4	キ 同種死体腎移植術等	0		
	イ 水頭症手術等	1	4 胸腔鏡下または腹腔鏡下による手術	424		
	ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	3	5	ア 人工関節置換術	115	
	エ 尿道形成手術等	0		イ 乳児外科施設基準対象手術	1	
	オ 角膜移植術	0		ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術工冠動脈	49	
	カ 肝切除術等	9		エ 大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0	
	キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	15		オ 経皮的冠動脈形成術	急性心筋梗塞に対するもの	25
					不安定狭心症に対するもの	9
		その他のもの			21	
		経皮的冠動脈粥腫切除術		0		
		経皮的冠動脈ステント留置術	急性心筋梗塞に対するもの	16		
			不安定狭心症に対するもの	19		
			その他のもの	41		